

さん

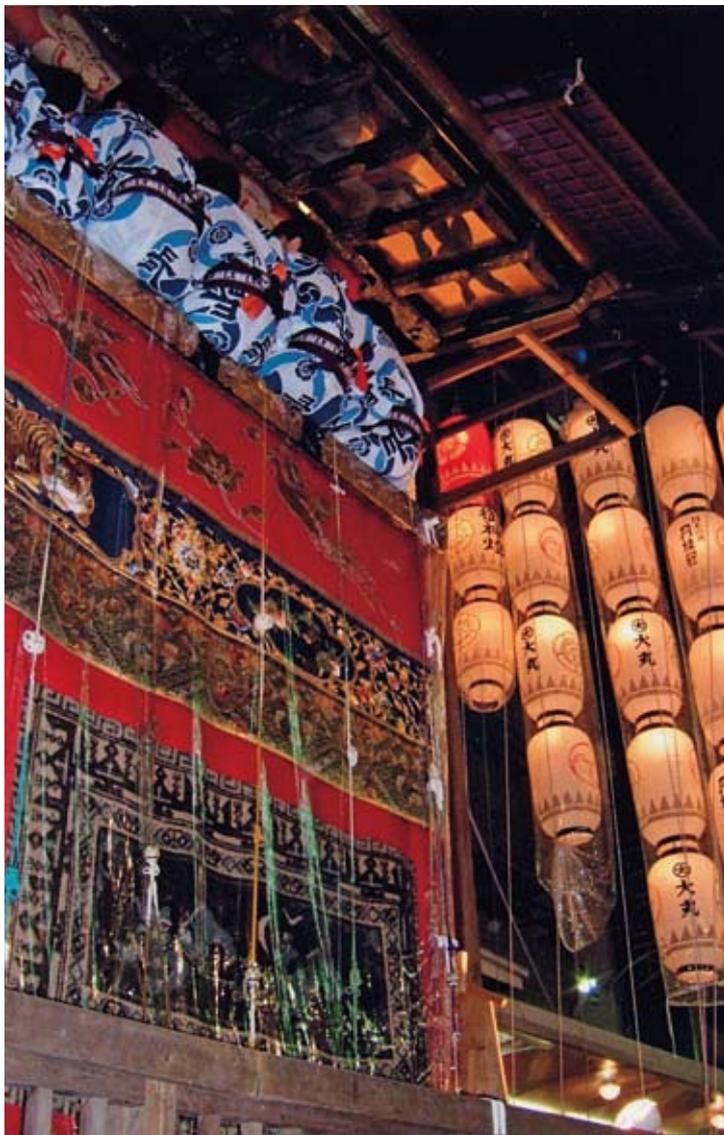
燦

事務所報
SUN 第16号
2011年7月発行



OIKE LAW OFFICE

弁護士 井上 博隆	弁護士 長谷川 彰
弁護士 野々山 宏 (国民生活センター理事長)	弁護士 坂田 均
弁護士 永井 弘二	弁護士 長野 浩三
弁護士 草地 邦晴	弁護士 小原 路絵
弁護士 茶木真理子	弁護士 上里美登利
弁護士 住田 浩史	弁護士 谷山 智光
弁護士 北村 幸裕	弁護士 福市 航介
弁護士 相井 寛子	弁護士 増田 朋記
	事務局一同



暑中お見舞い申し上げます。

まずは、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様、そのご家族の皆様に、お見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を、事務所一同、心よりお祈り申し上げます。

当事務所でも、このような未曾有の大震災にあたり、弁護士に対し社会から期待されていることは何かを考え、その役割を十分果たしていきたいと考えております。

当事務所は、今年1月に増田弁護士を新たに迎え、現在、弁護士数が16名となっております。また、一昨年7月よりニューヨーク大学ロースクールに客員研究員として留学し、昨年秋からはインディアナ大学ブルーミントン校ロースクール(LL.M.)へ留学しておりました小原弁護士が8月に当事務所へ復帰いたします。

より充実した体制のもと、今後も皆様方の期待に添う法的サービスをご提供できるよう、事務所一同、一層努力してまいりたいと考えております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階

TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012

E-mail oike@oike-law.gr.jp

URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2011/7
No.16

「想定外」と「予防原則」



弁護士 住田 浩史

このたびの東日本大震災によりお亡くなりになった方々に、心より哀悼の意を表します。また、今なお被災地では、家や仕事を失い、もとの生活に戻ることのできない方々が大勢おられます。心よりお見舞い申し上げますとともに、私自身も、法律家として少しでも何か役に立てることはないかと、常に考えています。

今回は、「想定外」と「予防原則」の2つのことばをもとに、原発事故について少し考えてみたいと思います*1。

1 「想定外」

この震災直後、とくに福島第一原発の事故をめぐる政府や電力会社から多く聞こえてきたことばのひとつが「想定外」です。この「想定内（外）」ということばは、もうずいぶん昔の事のように思えますが、実は、ニッポン放送株式買収騒動の際に、堀江貴文氏が使用して2005年の流行語大賞になっています。本当に想定内だったかどうかはともかく、自信と勢いに溢れたことばでした。

これに対して、今回の「想定外」ということばには、私は強い違和感を覚えました。この表現に対しては、技術者、専門家の立場からの批判も強く、例えば、2011年3月23日に発表された「土木学会長・地盤工学会長・日本都市計画学会長の共同緊急声明」においても「想定外という言葉を使うとき、専門家としての言い訳や弁解であってはならない。」*2と強く戒められています。

「想定外」は、責任の所在をあいまいにすることばです。すなわち、あるリスクを「想定すべきであったかどうか」（予見義務）、そして想定すべきだったとして、その「リスクを回避する義務を果たしたといえるか」（結果回避義務違反）、この2点を論じることによって、はじめて、事故の責任の有無と内容が明確になります。しかしながら、「想定外」ということばは、前者の点については全く触れていないのです。そして、「想定外」ということばが使われる場合、おそらくは意図的に、「想定すべきだったかどうか」についてうやむやにしておこうという考えがはたらいっているものと思われる。

さて、この大津波を「想定すべきだったかどうか」について、ひとつの手がかりとなりそうなのが、原子力安全・保安院の審議会「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG」第33回議事録（平成21年6月24日）*3です。ここでは、委員の一人が、福島原発の敷地周辺に起きうる地震や津波の大きさを想定するにあたって、869年の貞観の地震を無視できないことを再三にわたり指摘しています。しかしながら、電力会社の委員は「今後こういったことがどうであるかということについては、研究的には課題」と述べたにとどま

り、同第33回議事要旨（平成21年7月13日）*4も、「貞観の地震について、新たな知見が得られたら、その都度事業者の評価に反映させる」とするにとどまり、問題を先送りしました。そして、結果として「想定外」（想定していない）の今般の事故となったわけです。

2 「予防原則」

そして、もうひとつのキーワードである「予防原則」は、このようなリスクの先送りは許されない、という原理です。これは、リスクがあるかもしれないとの疑念が浮上した場合、市民の生命・健康にとってとりかえしのつかない事態に陥らないよう、そのリスクが完全に解明されていない段階においても、行政当局により警告や回収等の規制措置がとられるべきという考え方ですが、我が国においても、古くはサリドマイド事件*5から指摘されており、「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」最終提言（2010年4月28日）*6においても、医薬品行政においては「不確実なリスク等に対する予防原則に立脚した迅速な意思決定が欠かせない」と強調されています。

薬事行政と同様、市民の生命・健康に何世代にもわたって甚大な影響を及ぼす可能性のある原子力行政にも、予防原則が妥当するはずです。この観点からみると、先ほどのように「研究的には課題」とか「今後新たな知見が得られたら」といってとくに何もしない、という対応は当を失っています。また、今回の原発事故においても、放射性物質の許容量について、子どもを対象としたデータはないから大人と同じ基準でよい、などと述べる学者がいました。これも「予防原則」からはかけ離れた見解です。

なお、2011年5月6日に菅直人首相が要請した浜岡原発の停止は、この「予防原則」の観点からは評価できるでしょう。ただし、同時に、全国の原発施設の耐震基準等をもう一度根本から見直し、二度と同様の事故を起こさないよう、全力が尽くされるべきです。

*1 なお、2011年5月23日時点での状況をもとにしています。

*2 <http://committees.jsce.or.jp/2011quake/system/files/20110323.pdf>

*3 <http://www.nisa.meti.go.jp/shingikai/107/3/032/gijiroku32.pdf>

*4 <http://www.nisa.meti.go.jp/shingikai/107/3/033/gijiyoushi33.pdf>

*5 昭和43年5月7日参議院労働委員会における園田厚生大臣の答弁等。

*6 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/dl/s0428-8a.pdf>

腕時計のすすめ



弁護士 増田 朋記

皆さんは腕時計を身につけていますか。最近では携帯電話の普及等により、腕時計を身につけない方が多くなってきているようです。しかし、その一方で、腕時計は今も多くの人々を惹きつけています。今回はその魅力の一端を知ってもらうために、簡単にですが、時計の歴史や楽しみ方についてお話したいと思います。

人間と時計の歴史は非常に古いもので、時計の始まりと言われる「日時計」は紀元前からすでに存在しています。その後、太陽が出ていない間にも時を計るために発明されたのが重力によって滴り落ちる水で時間を計る「水時計」です。「水時計」と同じく重力を利用した時計として、水の代わりに細かい砂を使った「砂時計」は今でもよく知られていますが、この「砂時計」も四世紀ころには既に発明されていました。また、そのほかに、物が燃えていくことで時間を計るロウソク時計や線香時計、ランプ時計などの「燃焼時計」も発明されました。そして、十三世紀ころになると、歯車を使った「機械式時計」が登場します。初期の「機械式時計」は「重錘時計」と呼ばれ、重りが落ちていく速度を機械で調整して時間を計るというものでした。「重錘時計」は重りが落ちる高さが必要なため、教会の尖塔のような建築物に設置されていましたが、十四世紀半ばころになるとゼンマイを動力とするものが開発され、「機械式時計」は小型化していくこととなりました。また、時計の精度についても、ガリレオ・ガリレイが発見したことで有名な「振り子の法則」を利用することで格段に向上し、高精度な携帯時計が開発されていくこととなったのです。その後も、多くの技術者によって、気温や湿度の変化や、磁場や自転等様々な影響の中で精度を保持するための発明が考案され、より小型化・高精度化が進み、進歩していったのです。

そして、1930年には時計の歴史を大きく揺り動かした「クォーツ時計」が発明されました。「クォーツ時計」とは、電圧を加えると一定の周期で定期的に振動するという水晶の特性を利用して、電池を動力として水晶に電圧を加えてその振動により時間を計る時計です。その精度は、ゼンマイを利用した「機械式時計」の精度を圧倒的に越えるものでした。「クォーツ時計」は日本のセイコーが1964年の東京オリンピックで壁掛け時計として実用化し、さらに1969年には腕時計としても発表されました。これにより、現在は、安価で高精度な「クォー

ツ時計」が爆発的に普及し、誰もが容易に高精度な時計を持ち歩く時代に突入したのです。「クォーツ時計」は技術の進歩という点で素晴らしい発明であり、賞賛すべきものです。しかし、私は、現在のように腕時計離れている人が増えている原因も、皮肉なことにこの発明にあるのではないかと思います。つまり、「クォーツ時計」の登場により時計は、特殊な機構を必要とせずに、容易に高精度を出すことができるようになったため、逆にただ時間を計るという機能だけに着目されることになってしまったのです。そして、「時間を知るなら携帯電話で十分」ということになるわけです。

そこで、あえてゼンマイで動く「機械式時計」に再注目してみましょう。「機械式時計」は機能という点では、明らかに「クォーツ時計」に劣るものであるにもかかわらず、「クォーツ時計」登場後も、廃れることなく、なお多くのファンを虜にしています。その理由はおそらく、上記のような長い歴史をかけて時計に込められてきた様々な技術や思いが「機械式時計」には確かに伝えられており、ただ時間を計るための道具であった時計に、芸術作品の様な人間の感性に響く魅力が加えられているからです。この点は、写實的に記録するという点で写真に勝ることはないけれど、人を感動させる力を持っている絵画等を想定されると感覚としては近いものがあると思います。

そして、ただ正確に時間を計る機能以外の魅力に着目するようになると、機械の仕組みやファッション性、時計の背景にある歴史やエピソードといったように時計には様々な楽しみ方があり、しかも、知れば知るほど奥深く楽しめるものだという事に気付くことでしょう。

まずは、実際にいろんな腕時計を手にとり、身につけてみて下さい。腕時計の楽しみ方は人それぞれですが、ぜひ多くの人にその魅力を感じていただいて、自分の腕時計に愛着をもっていただきたいと思います。どうかくれぐれも「携帯電話で十分」などと寂しいことを言われませぬように。

弥陀の本願



弁護士 井上 博隆

今年は、法然上人 800 回忌、親鸞上人 750 回忌の年に当たり、浄土宗や浄土真宗の各寺院では遠忌法要が営まれている。京都国立博物館では法然の、京都市美術館では親鸞の展覧会が開かれ、いずれも見ごたえのあるものであった。

国宝「法然上人絵伝」は、色鮮やかで、家の宗派が浄土宗の一派であることもあり、智慧第一といわれた法然の生涯について認識を新たにされた。法事の際、知恩院の地にあった法然の遺骸が比叡山衆徒らによって鴨川に流されそうになったため、長岡京市の光明寺の地に移され、ここで遺骨は茶毘に付されたと聞いていたが、これは、入滅 15 年後のことであったことも知った。

親鸞の国宝「観無量寿経註」「阿弥陀経註」は行間や周囲にびっしりと書き込みがされており、親鸞の真摯な修学の跡を示していて、さながら詳細な法律の注釈書を見るようであった。歎異抄では、「法文等」を知りたいのであれば南都北嶺の人達に聞けばよい、ただ念仏して弥陀に助けられるだけであると言っていることとの対比でも興味深いものであった。

親鸞といえば、「善人なほもて往生をとぐ、いはんや悪人をや」という悪人正機説である。親鸞の師である法然も同じ言葉を述べていることも、すでによく知られている。法然より前にも「弥陀の本願は重罪人も捨てざるなり」（中右記）、「弥陀の誓いぞ頼もしき、十悪五逆の人なれど、一度御名を称ふれば、来迎引接疑わず」（梁塵秘抄）と記されているそうである。

ただ、全ての悪人が往生できるのではないようである。弁護士のいうと「念仏まふすらんとおもひたつ心のおこるとき」（歎異抄）という要件が必要とされる。法事の際にも、住職について、懺悔（「さんげ」と読む）して弥陀如来に帰命することを唱和する。

キリスト教でも、「悔い改める 1 人の罪人については、悔い改める必要のない 99 人の正しい人についてよりも大きな喜びが天にある」（ルカによる福音書 15 章 7）とされているし、「懺悔」（ざんげ）が求められている。

10 年前に附属池田小学校無差別殺傷事件があり、犯人は、早期死刑を望み最後まで謝罪することはなかったといわれている。このような場合は、往生できないことになりそうである。真宗系大学の先生にこのような人はどうなるのか尋ねたことがある。このときは「縁無き衆

生は度し難しと言うんでしょうな」という答えであった。

弁護士の場合は、犯人の心神耗弱や心神喪失の立証ができれば、刑事弁護人の役割を相当程度果たしたことになる。しかし、犯人は、これで救われるものでもないし、場合によっては懺悔する能力にも恵まれていないこともある。

このような懺悔をしない人やできない人達をも「助け参らすべし」（歎異抄）とするのが弥陀の本願ではないかと思うのであるが…。

保護司をして 20 年になるが、対象者は家庭環境などが厳しい逆境におかれていた人達が多く、どんどん泥沼に陥ってしまうような人もあり、この感をより深くしている。

その後も、秋葉原事件やマツダ本社工場事件など、無差別殺傷事件が起こっている。

我々より前の世代が、朝夕、神仏に祈ってきたことを見てきた。これは現世利益や先祖供養（歎異抄では、親鸞は父母の供養のために念仏をしたことはないと記されているが）のためだけではなく、自覚・無自覚の悪からの戒めの意味もあったと思う。キリスト教世界においても、英国王子の結婚式でも唱えられていたように「私たちの罪をお許し下さい。私たちも人を許します。私たちを誘惑におちいらせず、悪からお救い下さい。」（主の祈り）と信者たちは唱えている。

今の世代が、祈りを忘れたことも、このような犯罪が起こる一つの要因ではないかと思えてくる。

東日本大震災で、「主は与え。主は奪う。」（旧約聖書ヨブ記 1 章 21）、「私たちは、神から幸福をいただいたのであるから、不幸もいただくのではないか。」（同 2 章 10）という言葉を思う。艱難を耐えたヨブは、前にも増して富と家族と長寿が与えられた。

京に住まえば



弁護士 草地 邦晴

私が京都に住むようになったのは、大学生の時からである。気づいてみるとすでに人生の半分以上を京都で暮らしていることになる。結構あちこちに出かけていくのだが、それでも見るところは尽きないし、新しく発見することが多い。京都暮らしが長くなり、少しずつ地域での関係が深まってくると、今も京都の町に息づく地域文化のようなものに触れる機会も増え、そうした時に京都の文化の裾野の広さというか、厚みに改めて感心することも多い。

京都の祭りというと、三大祭りが取り上げられることが多いが、京都では各地で歴史のある祭りが数多くあり、5月には松尾大社、藤森神社、梅宮大社を初め多くの祭りが行われる。それぞれに歴史と相当の規模をもっており、これらの祭りを脈々と受け継ぎ、支えている町衆の力を感じることができる。多分これだけ多くの数の祭りが今も行われている町というのは京都以外にはないと思う。

今年の5月には紫野にある今宮神社の還幸祭を見に行った。同日には葵祭もあり、その影響で地元の人以外はあまりいらないように見受けられたが、御輿も立派なもので、西陣地域を巡幸する地域に根ざしたお祭りである。この今宮祭、今宮神社のホームページで調べてみると、平安時代の疫病や災厄を祓う紫野御霊会を起源とするものだそうである。途中同神社への「夜須来」（やすらい）詣（その流れを汲むのは現在の「やすらい祭」。京都三大奇祭の一つ）が余りに風流を凝らした華美なものとなったために勅命により禁止されたことで一旦途絶し、その後復活を遂げたものの、再び応仁の乱で衰退。その後江戸時代元禄期に桂昌院（三代将軍家光の側室となり五代将軍綱吉を生んで権勢をふるった）の肝入りによって再び復興して現在に至ったものだそうだ（なお、一説には、桂昌院は西陣の八百屋の出身で「お玉」と呼ばれていたことから、「玉の輿」の言葉の起源となったとも言われているそうであるが、俗説とも言われる。）。政治の影響を受けながら隆盛と衰退を繰り返して続く歴史、どこかロマンを感じる逸話、こうした古い歴史を伝える営みが今も各地で息づき、続いているというのが、何とも京都らしい。

それにつけても、京都の町衆の文化継承に対する熱意と労力というのは、並々ならぬものだなと思う。

先の神幸列には、地元の小学生が父兄とともに数多く参加していたが、祇園祭でも宵山に行けば、「ろうそく一本どうですか」という独特の節回し、子ども達の声が響いている。町内に必ず祀られているお地蔵さんは子どもの守り神として大切にされ、子ども達が主役のお祭り、地蔵盆は今も盛大に行われている。子ども達を、地域の祭りの一員として、時に主役として参加させてきたことは、京都の長い歴史を支えてきた大きな要因の一つになっていると思う。番組小学校の創立などその教育にも力を注いできたこともしかりである。

他方で、祭りではないが、京都の人は今でもお盆の前に六道さんなどに「おしょうらいさん」（先祖の精霊）を呼ぶ鐘をつきにいく、と聞いたとき、私はとても美しい習慣だなと思った。観光的には五山の送り火ばかりが脚光を浴びるが、先祖を大切にす気持ち根底にあればこそ、そのフィナーレとして送り火というセレモニーが成り立ち、長く続いているのだと思う。先祖と子どもというのは、言い換えれば自分のルーツと、バトンの受け渡し先であり、実はつながっている。繰り返される習慣や行事の中に、先祖や子どもが意識され、取り込まれて、それが今も生きていところに、長い歴史と将来を感じるのである。表出している美の世界を支える精神にこそ京都の強みがある。

京都人は、あまり京都とか京都人のことを他と比較したり、自慢したりしない傾向があるように思われ、よそ者が京都を評することを快く思っていない（と感じる）。それは、奥ゆかしさの表れでもあり、比較すること自体があり得ないほど高い誇りと自信を持っているようにも見える。外からはプライドの高さと映るけれども、それも仕方がないかなと思えるほど、積み上げてきた文化の厚みがある。京都に住まわせてもらっていることに感謝しつつ、これからも良き文化に触れさせてもらえればと思う。

京都家庭裁判所の旧所長官舎が重要文化財指定へ



弁護士 上里 美登利

1 平成23年4月15日の文化庁による報道発表によれば、文化審議会は、平成23年4月15日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに8件の建造物を重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申したそうです。この8件の中に、京都家庭裁判所の敷地内にある旧京都家庭裁判所所長官舎も含まれているという報道について、私は、驚きと嬉しい気持ちで受け止めました。

振り返れば、もう4年前になりますが、平成19年8月初旬、真夏の暑い中を、私が所属している京都弁護士会公害対策環境保全委員会まちづくり部会のメンバーで、所長官舎としての用途が廃止されたこの旧所長官舎に調査に出掛けたことを思い出します。平成19年8月当時、この旧家庭裁判所所長官舎は、旧京都地方裁判所所長官舎とほぼ同時期に所長官舎としての用途を廃止され、裁判所の管理下にありました。

現在でも、国有財産を有効活用すべきであるとの議論はなされていますが、特に、この平成19年当時、財務省では、既存庁舎等の効率的な使用の推進や民間利用の促進により国有財産の有効活用を図るとともに、未利用国有地等の一層の売却促進を図ることを推進していました。そのため、用途が廃止された所長官舎は、民間売却や取壊し等の可能性が迫っていたのです。

そこで、私の所属するまちづくり部会では、当時は閉鎖されていた両旧所長官舎に調査に向いた上で、平成19年10月18日付で、文部科学大臣、文化庁長官等宛に、「重要文化財」としての指定を行うことも視野に入れ、速やかに十分な調査を行っていただきたい旨の要望書を京都弁護士会から出しました。(全文は、以下の京都弁護士会HPをご覧ください。)(http://www.kyotoben.or.jp/siritai/menu/pages_kobetu.cfm?id=362)

2 今回の重要文化財指定にあたり、文部科学省の発表では、この旧家庭裁判所所長官舎について、次のような説明がなされています。

「近代京都における最初期の別邸建築(近代/住居)旧三井家下鴨別邸 3棟 主屋、玄関棟、茶室、土地/京都府京都市/国(財務省)」「旧三井家下鴨別邸は、賀茂御祖神社(下鴨神社)の南側に所在する。大正14

年に、明治13年建築の木屋町別邸の主屋を移築し、あわせて玄関棟を増築し完成した。主屋は、三階に望楼をもつなど開放的なつくりで、簡素な意匠でまとめられている。また玄関棟は、和風意匠を基調としつつ椅子坐式の室内構成として天井を高くするなど、近代的な趣をもつ。茶室は、次の間に梅鉢型窓と円窓を開けるなど特徴ある意匠になる。旧三井家下鴨別邸は、近代京都で最初期に建設された主屋を中心として、大正期までに整えられた大規模別邸の屋敷構えが良好に保存されており、高い歴史的価値を有している。

○指定基準=歴史的価値の高いもの」

3 これを機に、日本における重要文化財の指定状況について、少し調べてみました。

重要文化財の指定基準は、建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、歴史的価値の高いもの等に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるものとなっており、重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化的意義の特に深いものは、「国宝」に指定されることになります。

文化庁の発表では、平成23年5月1日の時点で、重要文化財の内、建造物の指定件数は、2374件、4404棟(国宝を含む)となっています。このうち、都道府県別に見ると、全国1位が京都府で290件、2位が奈良県で261件、3位が滋賀県で181件と続き、4位が兵庫県ですが、件数は104件と大きく開きがあります。

4 さて、今回重要文化財へ指定される旧家庭裁判所所長官舎ですが、場所は、正に京都家庭裁判所の敷地内にあります。もともと、京都家庭裁判所は、賀茂御祖神社(下鴨神社)の糺の森の一面にあり、渡り廊下や庁舎の窓からは、小川が流れ、四季折々に樹木が景色を変える美しい景色を望むことができます。この景色が、家庭裁判所に訪れる人たちを束の間でも和ませているのではないかと思います。

この旧家庭裁判所所長官舎は、3階部分に360度ガラス張りの望楼、本格的な書院造りによる豪壮な応接室を備え、かつては、文化人等が集うサロンの様相だったようです。文化庁に所属している文化財である国有財産は、公開されるとのことですので、この旧所長官舎についても、かつての趣を保ちながら、いずれ公開してほしいものと思っています。

落語もまた楽し



弁護士 長谷川 彰

今年も燦発行の季節となりました。昨年わが千葉ロッテマリーンズが日本一に輝いたことでもあり、数は少ないが、熱心なマリーンズファンの弁護士やロースクール生から、面白かったと言っていただき、荻野貴司のショートコンバートなど話題も尽きないので、今年もマリーンズネタで行こうかなとも考えたのですが、毎年では芸がないなと思い返し、今年は落語のお話しにします。

堀川高校の柔道部の一年後輩に山下真史という男がおりまして、初段の進級試験を一緒に受けた仲であります。つまり、彼のほうが技も強さも勝っておりまして、一年早く初段になったわけであります。その後、立命館大学落研を経て、桂朝丸師匠（現 桂ざこば）に入門致します。昭和52年に桂都丸として落語家デビューし、昨年四代目桂塩鯛を襲名されました。

彼が落語家になって初めて出会ったのは、彼がラジオ番組かなにかで高島屋の地階を走り回っているときに出くわしたときです。「山下、何してんにゃ」と声をかけたら、仕事にもかかわらず、落語家になったこと、今はラジオの取材でここに来ていることを手短かに喋って、走り去りました。

次の出会いは、京都弁護士会が広報の一環としてKBS京都のラジオ番組に弁護士を出演させて、行事の告知などを行っていたことがあり、私も何かの行事の広報のために、彼のレギュラー番組である「桂都丸のサークルタウン」に出演させていただいたときです。何を広報するために出演したのかはすっかり忘れてしまいましたが、彼には、「長谷川さん、柔道弱かったんですわ」と暴露されたことだけは覚えています。

それからずいぶん会っていなかったのですが、数年前に知人から桂都丸会というのがあって、京阪桃山南口の近くにある飲食店の二階の「ももやま亭」という席で定期的に落語会をやっているのだから参加しないかと誘われて、何度か高座を拝見するようになり、今に至っております。

私が、落語をよく聴くようになったのは、やはり高校に入ってからかなあと思い出しているのですが、彼は高校時代は落研には入っていないという記憶で、だからこそ、高島屋での出会いは超オドロキでした。私が覚えている落研部員は、舞台名わたろうさんという一年先輩の人で、彼のみかん屋は抱腹絶倒でした。屋号は確か和朗

亭だったと思いますが、定かではありません。プロの落語家としては松鶴師匠、仁鶴師匠、春団治師匠、枝雀師匠のファンです。仁鶴師匠の池田の猪買いや春団治師匠のいかけ屋なんか好きですね。

話を塩鯛師匠に戻します。ももやま亭での落語会は、師匠の弟子が前座を勤めたあと、師匠が一席やらはります。観客は、どうしても弟子の未熟な落語が師匠の引き立て役となっているのを感じてしまいます。40名も入れば詰め詰めの席ですから、一番前の席にでも座れば、迫力満点です。

落語のあとは、参加者全員で宴会が始まり、師匠も私服に着替えて参加され、参加者と記念写真を撮ったり、福引き賞品として、手ぬぐいやサイン色紙を提供してくれます。襲名披露で都丸会から贈呈した後ろ幕は、今後とも都丸会の際には飾っておかれるようです。ちなみに、立命館大学落語研究会が寄贈した後ろ幕は、切り刻んで手ぬぐいか座布団になるようです。

師匠は、酒飲みの出てくるネタが得意だと思います。ご自身相当の飲み手であり、酒を飲むシーンや酔いが回ってくる場面などは極めてリアルです。試し酒などを観ると、本当に師匠は一斗の酒を飲んだことがあるのではないかと感じてきます。

先日の都丸会総会では、新弟子の鯛介君が紹介されました。新弟子といっても、30歳になっているそうで、極めて遅くに落語界に入ったといえます。歌舞伎の中村獅童に面差しが似ているので、女性ファンがつくかもしれません。もっとも、総会の席で、師匠に紹介されて「何か面白いこと言うてみい」と振られたのに、何もいえなかったのはちょっといただけません。厚かましく、自分を売り込まないとね。今後一つずつ話しを覚えていき、高座で披露してくれるのを楽しみにしています。

とりとめもない話しというのは、今回の文章を評するためにあるのではないと思うくらい、だらだらと書いてまいりましたが、どうやら編集者から告げられております字数にも達したところで、お後がよろしいようで。

「薬害イレッサ訴訟」大阪・東京判決



弁護士 永井 弘二

薬害イレッサ訴訟で、今年2月25日に大阪地裁、3月23日に東京地裁が相次いで判決を言い渡しました。両地裁ともイレッサを輸入したアストラゼネカ株式会社の製造物責任（指示・警告上の欠陥）を認め、東京地裁は国の国家賠償責任も認めています。

イレッサは、イギリスの巨大製薬企業アストラゼネカが製造し、日本子会社であるアストラゼネカ株式会社が輸入承認した肺がんに対する抗がん剤です。承認前後から副作用の少ない分子標的治療薬であり、「夢の新薬」として過剰な期待が寄せられ、2002年7月5日、世界に先駆けて申請から僅か5ヶ月余りという異例の早さで承認されました。

しかし、直後から間質性肺炎等の急性肺障害による死亡が多発し、2002年10月15日、緊急安全性情報が発出され、何度も添付文書が改訂されるなどしてきました。緊急安全性情報までにイレッサの投与を受けて死亡した患者さんは少なくとも162人にのぼります。

イレッサは、アストラゼネカによって、それまでの殺細胞的な作用をもつ抗がん剤とは異なり、ある特定の分子を標的にするため、がん細胞に特異的に働くことから、副作用が少ないという宣伝がされてきました。そのため、イレッサ承認前後には、医療現場でも、がん患者さんも、イレッサに過剰な期待を持つという状況が生じていたのです。他方、イレッサに致死的な間質性肺炎という副作用が生じることは、承認以前から、臨床試験の結果などから判明していました。薬害イレッサ事件では、このようにアストラゼネカによる安全宣伝が蔓延している中での、判明していた危険性に対する注意喚起のあり方が問われたのです。

大阪地裁判決では、このようなアストラゼネカによる安全宣伝の結果、医療現場ではイレッサの副作用についての認識がほとんどなく、無防備な状態で使用される危険性があったことから、添付文書における指示・警告に不備があったとして、アストラゼネカの製造物責任（指示・警告上の欠陥）を認めました。より適切な注意喚起をすべきだったということです。他方、国の責任については、国には、イレッサが無防備な状態で販売され被害が発生することについての高度の蓋然性に基づく認識がないこと、また、国が行政指導したとしてもアストラゼネカは従わなかったと考えられるなどとして、責任を否

定したのでした。

これに対し、東京地裁判決では、大阪地裁と同様にアストラゼネカの責任を認めると共に、国の責任についても、医薬品の添付文書は、安全確保のために薬事法上も重要な位置づけがなされていることから、厚労大臣は医薬品の承認にあたって添付文書の記載を審査し適切な記載とするよう行政指導を行うべきであり、これをしなかった国の対応は、著しく合理性を欠くとして国の責任を認めました。

大阪地裁判決に従えば、イレッサが無防備な状態で販売されたことにより被害が生じてしまったのに、国は被害を防止できなかったとしてもやむを得ないということになり、国民としては、国の承認した医薬品を信頼できなくなってしまいます。医薬品の安全性確保のためには、東京地裁判決の判断がよりオーソドックスなものと言えます。

とはいえ、大阪地裁判決も国の対応は「万全とは言えない」と指摘しており、また、今年1月7日には、東京・大阪両地裁が、国、アストラゼネカの救済責任を前提とした和解勧告をしています。薬害イレッサ事件の早期・全面解決こそが裁判所の意思であり、今回の東京判決において、国にも法的な責任が認定された以上、さらに解決を先延ばしすることは許されません。

イレッサは、2002年という比較的新しい時代に承認された医薬品です。1990年代以降、日本の医薬品承認審査体制は、ようやく欧米並みに近づきつつあると言われています。そのような中においても薬害イレッサ事件が発生してしまったわけで、これを適切に解決しないならば、今後もさらに同じような薬害事件が続くことになります。薬害イレッサ事件が提起した課題を解決することが、今後の薬害防止にとっては不可欠なのであり、国にもこうした責任があることは明らかです。

国とアストラゼネカは、いたずらに控訴審での審理を待つのではなく、一刻も早く話し合いの席について、薬害イレッサ事件を早期に全面解決すべきです。

青春時代と音楽

弁護士 福市 航介



私が大学を卒業して9年が過ぎました。来年は大学を卒業して10年になります。今から10年前といえば、私は、大学4回生であり、21歳から22歳へなる頃でした。大学4回生は、一般的には青春時代の最後であり、社会との接点が見え始める頃です。しかし、その頃の私は、未だにバンド活動をしたり、ロックを聴いたりしていました。生活の大部分が音楽で占められる毎日。そんな毎日は、当時の私にとって、本当に貴重で大切な時間でした。「青春時代に熱中していたものは何ですか？」と聞かれたとき、私は、「ロックを聴くことです。」としか答えようがありません。ロックは私の青春時代そのものであり、私という個性に大きく影響を与えたものの一つです。今回は、自分のことを書こうと思いましたが、それでは芸がありませんので、私が好きなロックの楽曲を紹介することで、それに代えようと思います。

さて、まず紹介するのは、「Smells Like Teen Spirit」です。これは、NIRVANA というロックバンドの1991年に発表された『NEVERMIND』というアルバムに収録されている楽曲であり、ロックを聴いている者からすれば、余りにも有名で、もはや説明は不要とすら言えます。当時、私は、大学に入学したものの、何か物足りない、しかし、今いる環境を抜け出すだけの勇気もない、そんな気持ちを抱いていました。誰もが青春時代に感じるであろうこの閉塞感ともいべき気持ちを歌っていたのが、この曲でした。決して明るいとはいえない楽曲でしたが、シンプルで力強い楽曲、聴いたことのないコード進行や展開に、自分の閉塞感が壊されていくようで、自由を感じたことを覚えています。

次に紹介するのは、1995年に発売されたRADIOHEADのセカンドアルバム『The Bends』に収録されている「fake plastic trees」です。この楽曲は、細い糸を丁寧に紡いでいくようなとても繊細で優しいメロディを持ちながら、「誰もが周囲からの期待や孤独感に負けて、まがい物を築いていくという姿を描」き、「しかし、結局はそこから疎外されてしまうというニンゲンの愚かさ、哀しさ」が表現されていると解説されるとおり（田中宗一郎）、歌詞はかなり暗いという特徴を持っています。現在では、難解な音楽を作っているRADIOHEADですが、この頃は、比較的聞きやすい楽曲が多かったように思います。RADIOHEADを初めて聴かれる方は、このアルバムから聴かれるといいでしょ

う。

次は、Oasisのサードアルバムであり、1997年に発表された『BE HERE NOW』に収録されている「Don't Go Away」です。Oasisの楽曲の特徴は、誰が聴いても聞きやすいメロディとストレートな歌詞にあります。Oasisは、有名な楽曲をたくさん持っていますが、私は、この曲が大好きです。当時、バンド活動もしていた私は、こんな曲が作曲できたらと思っていました。曲の展開やメロディは王道に行くものであり、アコースティックギターだけでも、とても格好良くなるのではないかと思います。真っ直ぐな音楽の良さが分かる楽曲です。

最後に紹介するのは、The Smashing Pumpkinsの『tonight, tonight』です。これは、1995年に発表された『メロンコリーそして終わりのない悲しみ』（邦題）に収録されています。この楽曲は、ストリングスをうまく使って曲を盛り上げていく構成やドラム、ベース、ギターの音の配置や音圧の調整がとてもよく考えられており、暗いトンネルから明るい外へ抜け出す瞬間がよく表現されています。個人的には、The Smashing Pumpkinsにとって、このアルバムが最高傑作だと思っていますが、その中でも、この曲は特に好きです。この曲の最後に出てくる「The impossible is possible tonight Believe in me as I believe in you, tonight」（今夜 不可能が可能になる今夜俺がおまえを信じるのと同じくらい 俺を信じてくれ）という歌詞が大好きで、大学の行き帰りに何度もこの曲を聴いていたことを覚えています。自分の可能性を信じる気持ちと重なる曲で、当時、とても励まされた記憶があります。

青春時代に私が好きだった曲を聴いてみると、そのときの感情がよみがえってきます。その感情は、とてもナイーブなものであり、日々紛争の中に身を置いて生活する私にとっては、本当に心が洗われるようです。過去を振り返るのは余り好きではありませんが、自分の青春時代を振り返ることは、自分のことをよりよく知るためにも必要なことだと思います。皆さんも、青春時代に聴いていた音楽をもう一度聴いてみるのはいかがでしょうか。きっと何か得るものがあるはずです。私は、30歳を超えた今でも、そして、10年後も、大好きだった「The impossible is possible tonight Believe in me as I believe in you, tonight」という言葉を、胸を張って言えるような生活をしたいと思っています。

ナラ枯れを知っていますか？



弁護士 相井 寛子

1 ナラ枯れとは

ナラ枯れというのは、大発生したカシナガキクイムシ（以下、「カシナガ」といいます。）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集团的に枯損するという問題です。

独立行政法人森林総合研究所によると、平成23年3月現在、29都道府県で発生が確認され、被害は拡大傾向にあるとされています。京都も例外ではなく、林野庁の資料では、民有林について、平成17年度に5900立方メートルであったものが、平成21年度には2万3800立方メートルに拡大しています。これは、民有林の被害材積（平成21年度）全国5位、近畿1位であり、京都の被害はとて深刻で、新聞等でも繰り返し報道されています。

ナラ枯れは、散発的な被害が古くから報告されていましたが、急激に拡大し始めたのは、1980年代以降とされています。

ナラ枯れが急激に拡大した原因は、主に2つの仮説が提唱されています。一つは、地球温暖化によってカシナガの分布が北上し、共生化の関係がなかったミズナラ等に激しい被害が出ているというものです。もう一つは、里山が放置される等してナラの大径木が増える等、カシナガの生息環境が好転して大発生しやすい状況となった結果大発生して被害が出ているというものです。しかし、現在のところ、急激な被害拡大の原因は特定されていません。

2 発生メカニズム

以下の(1)乃至(4)のサイクルが繰り返されます。

- (1) 羽化したカシナガが、健全なナラに飛来し、穿入します。カシナガは、集合フェロモンによって集中的に穿入し、産卵します。このとき、病原菌であるナラ菌を持ち込みます。
- (2) 持ち込まれたナラ菌は、孔道を伝って蔓延し、樹木の細胞に害を与えます。また、卵からかえったカシナガの幼虫は、孔道内で成育します。
- (3) ナラ菌が感染した部分の細胞が死ぬと、導管が目詰まりするため、ナラは通水障害を起こします。この結果、多くのナラは、7月下旬から8月中旬にかけて葉が変色し、枯死します。
- (4) 孔内で成長・羽化したカシナガの新成虫は、翌年の6月から9月に脱出します。このとき、ナラ菌が持ち出されます。

3 防除対策

現在のところ、抜本的に被害をなくす方法はないようです。自治体や市民によって実施されている防除方法は、個々の樹木に対して適用する以下のような方法です。

(1) 予防方法

① シートによる樹幹の被膜

保護したい生立木の樹幹を合成樹脂製のシートで覆

い、カシナガの穿孔を防ぐ方法です。枯死木の樹幹をシートで覆い、翌年にカシナガが羽化脱出するのを防止する目的でも行われます。

② 樹幹塗布剤

シートと同様の効果を狙った塗布剤を塗布する方法です。

③ 殺菌剤の樹幹注入

カシナガが穿入する前に殺菌剤を注入することでナラ菌の繁殖を防ぐ方法です。

④ 殺虫剤の樹幹塗布

殺虫剤を樹幹に塗布しておくことでカシナガの穿入を防ぐ方法です。

(2) 駆除方法

① 伐倒駆除

被害木内のカシナガを駆除するために羽化脱出前に、薬剤によって燻蒸又は焼却する方法です。

② 爪楊枝刺し

「北山の自然と文化をまもる会」等が実施されている方法で、カシナガが侵入した穴に爪楊枝を打ち込む方法です。

4 さいごに

今回私がこのテーマを選んだのは、所属している京都弁護士会公害対策・環境保全委員会（自然保護部会）で、現在、ナラ枯れの問題を扱っており、より多くの方にこの問題を知っていただきたいからです。

大文字山や吉田山、京都御苑など私たちの身近なところでも、ナラ枯れの被害が深刻化しています。7月下旬から8月中旬に、山が紅葉しているように見えたら、それはナラ枯れの可能性があります。一度、まわりの山を見てみてください。

参考文献

- 1 林野庁 HP（<http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/naragare.html>）
- 2 独立行政法人 森林総合研究所作成「ナラ枯れの被害をどう減らすか－里山林を守るために－」（2010年3月改訂版）
- 3 同研究所作成「ナラ枯れに立ち向かう－被害予測と新しい防除法－」
- 4 同研究所 H23.1.31付プレスリリース「ナラ枯れは「地元」のカシナガキクイムシが起こしている－遺伝子解析が示すナラ枯れ被害拡大の要因－」
- 5 ねっとわーく京都2007.2 榎原義道「ナラ枯れ防止に、爪楊枝でたちむかう市民たち」
- 6 同2009.6 榎原義道「爪楊枝で、コナラを「枯死」から守る－08、吉田山でのナラ枯れ防止活動」

私の「東京物語」



弁護士 野々山 宏
(国民生活センター理事長)

NHK で、山田洋次監督が選んだ日本映画 100 選が順次放映されています。懐かしい作品が多く、家族に録画をしてもらって、京都に帰った折に見て楽しんでいます。そのトップを切ったのが、小津安二郎監督の「東京物語」です。尾道に暮らす老夫婦が、東京に暮らしている成長した子供たちのもとを訪れるのですが、実の子供たちは毎日の生活に追われ、温かく接してくれません。東京見物にも連れていってもらえず、放っておかれます。寂しい思いをしていたところ、再婚をせずに一人で暮らしている戦死した次男の妻が、気持ちのこもった対応をしてくれ、二人は東京旅行に満足して帰途につきます。しかし、老妻が途中で病気になり死亡してしまいます。尾道での葬儀においても、東京に住む子供たちはすぐ帰ってしまうのですが、次男の妻が残り、愛するものを失った喪失感と人生の苦悩を老夫と共有する、という物語です。老いと死、生活の重さを背景に、家族の絆とは、親子関係とは、生きることの意味などを淡々と問いかけてくる名作です。

私の、東京での単身生活も 1 年を超えました。消費者被害の予防・救済、日本の消費者行政の強化に少しでも役に立てばと考えて、国民生活センター理事長を引き受けての上京でした。就任前に覚悟はしていましたが、初めて関与する消費者行政はなかなか思い通りに行かないものです。国民生活センターの果たしている役割からすれば、その機能を拡充し、消費者や消費生活センターへの支援の充実のために改善をしていくことが私のやるべきことです。じっくりとこれらに取り組もうと思いましたが、就任後 8 日後には事業仕分けがあり、昨年 12 月には組織の廃止を含めた見直しの方向性が閣議決定され、それに引き続く消費者庁との検討、そして東日本大震災への対応など、国民生活センターを巡る、多くの、しかもこれからの消費者行政の行方を左右しかねない大きな課題に次々と取り組んでいくことになっています。これらは、いずれも待ったなしの課題であり、国民生活センターの機能を維持・強化しながら、さらに消費者行政全体の強化をどうはかっていくかを考え、取り組んでいる毎日です。

東京での単身生活では、「東京物語」の老夫婦と同じように、誰からも東京見物には誘われることはありませんが、落語会やミュージカル鑑賞、スポーツ観戦などで

気分転換を図っています。また、私の心身を気遣ってくれる弁護士仲間などから、東京（江戸）ならではのおいしい店を紹介してもらい、仕事の合間を見つけて出かけているのがストレス解消の一つとなっています。自分で見つけた店もふくめて、印象に残った店をいくつか挙げます。いずれもインターネットですぐ検索できます。

- ・駒形どぜう（浅草）、飯田屋（浅草）、桔梗家（両国）…いずれもどじょう料理店です。駒形どぜうが有名ですが、私は下町の庶民の店の雰囲気強く残っている、後の 2 店の方が好きです。
- ・中江（吉原大門）…さくら鍋を中心とした馬肉料理の店です。江戸時代には、さくら鍋を食べてから吉原に繰り出しており、馬肉料理店も多かったようですが、今は少なくなったとのこと。
- ・尾花（東十条）、まるます家（赤羽）…うなぎ料理店です。前者は専門店、後者は居酒屋と言ってもよいメニュー作りとなっています。うなぎを満喫するなら前者で、うなぎだけでなくいろいろな川魚を味わうには後者です。
- ・ボスボラス・ハサン（新宿）…新宿末廣亭に深夜寄席を聞きに行ったおりに、たまたま入ったトルコ料理店です。実は有名店だそうで、ケバブなど料理の味もよかったです。運良くベリーダンスを見せてもらえて得した気分でした。
- ・ジョエル・ロブション（恵比寿、六本木）…ミシュラン三つ星シェフのモダン・フレンチをカジュアルに食べることができます。カウンターで、調理やデザート作りを見ながら食べられる六本木店の方がおすすめです。恵比寿店はカップル向きで、少し肩がこりました。
- ・大衆酒場・山利喜（森下）…フレンチっぽい煮込みが絶品の居酒屋です。この居酒屋ではお酒は絶対にワインにすべきです。

私の「東京物語」は、まだしばらく続きます。任期が終了して京都に帰るとき、老夫婦と同じように充実感をもって戻れるよう、これからも精一杯職務に取り組んでいきます。

アメリカのロースクールの勉強法

弁護士 小原 路絵



Inductive (帰納的な)、Deductive (演繹的な) という理由付けについて考えたことはありますか？前者は、似通ったいくつかの事実を比較して、そこから統一的なルールを見つけ出すという方法で、後者は、前提から結論が必然的に推論されるという考え方で、数学的証明がその典型といわれます。私は、アメリカの法学教育はこの Inductive という考え方を教え込み、他方、日本の法学教育は Deductive という方法を用いているように感じました。

私は 2010 年秋から約一年、インディアナ大学ロースクール（ブルーミントン）の修士課程（LL.M.）に在籍していました。同修士課程は、既に法学士の学位を持った学生を対象としていますが、この大学では、初めて法律を学ぶ JD（Juris Doctor）生と同じ科目を受講することができます（アメリカでは、通常三年間の JD の課程を修了して、司法試験を受験します）。私は最初の学期に、JD 一年生が履修する基礎科目でもある契約法と刑法を受講しました。契約法の授業で最初に習った判例は、バーで飲んでいるときに土地の売買契約をした当事者に、契約を法的に執行しうる相互の契約意思（mutual assent）があったかどうか問題になった事例でした（Lucy v. Zehmer, 196 Va 493, 1954）。授業では、判例中の事実関係の一つ一つピックアップしながら、ここで問題になった論点は何か、考えられるルールは何か、その理由付けは何かということ、教授と学生が徹底的に議論しました。最終的には、相互の契約意思が認められるための要件を導くことになるのですが、初めて法律を学ぶ学生のためもあると思うのですが、そこに至るまで、一つの判例に 2～3 回分の講義があてられました。このように各判例の事実の一つ一つ丁寧に検討して、そこに共通するルールを探し出すというやり方が、まさに Inductive な考え方かと思えます。アメリカは、コモンローという判例による法形成を基盤としていますが、このように判例から入って、判例を重視するというのが、コモンローにおける法解釈の出発点なのかと思います。他方、制定法主義を採用する日本の場合は、まず契約とは何かという定義から入り、契約成立には意思表示が要件となり、また意思表示には何が要件となるかなど、最初に定義と要件が与えられ、それからその詳しい意味を検討していくという流れになります。判例については、この定義や要件の解釈に関連するものや制定法の間隙を

埋めるようなものなど、あくまで制定法を補完することが多いように思います。この最初に制定法というルールが与えられ、その公式に実際の事実を当てはめていく方法はまさに Deductive な考え方であると思います。日本の法学教育を受けた私などは、日本的やりの方が、効率的に法律概念を理解できると思っています。実際に、ロースクールの授業でも、学生が色々な発言をするため、授業は脱線しがちで、何が大事なポイントか押えにくい時も多々ありました。しかし、他方で、現実社会では、存在する法律のみで割り切れる事象ばかりではなく、時には、従前の理解を超えた創造的な法解釈が必要となる場面もあります。その時に、アメリカ的教育は、自由な発想、法的思考の発展のさせ方を訓練するという意味で有用なのかとも思いました。

ロースクールを卒業する私達に向けて、最後の講義で、憲法の年配の教授が、スピーチをしてくださいました。その教授は、高校生の時に、家庭の経済状況もあり、進学を諦めていたそうですが、大学側の配慮により、進学できることになった経緯をお話しになり、学習する機会を与えられたことは、人生の可能性という贈り物を与えられたことと同じだということをおっしゃっていました。人はなぜ学ぶのかということを考え始めると、哲学的な答えや、現実的な答えなどが予想されますが、弁護士として何年か働いた後に、こうして米国で学ぶ機会を持つことができた私にとって、何とも感慨深い言葉になりました。

さて、二年に渡る留学のため、皆様には大変なご迷惑をお掛けしましたが、2011 年 8 月には当事務所に復帰予定です。留学中に培った経験を活かして、より質の高いリーガルサービスを提供できるよう業務に邁進する所存ですので、また今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。



大学の門



卒業式の様子

法律紹介 1

遺言 Q&A



弁護士 谷山 智光

相続に際して相続人間でトラブルになることが少なくありません。そのような後日の相続トラブルを防ぐために、事前に遺言を作成しておくことが有用です。

では、どのようにして遺言を作成すればよいのでしょうか？以下、Q&A形式で解説します。なお、引用条文は全て民法です。

Q 遺言を作成するにあたって、年齢制限はありますか？

A 年齢的には15歳に達すれば、遺言をすることができます(961条)。

Q 遺言を作成したいのですがどうすればよいですか？

A 遺言は、民法に定める方式に従わなければ、することができません(960条)。

遺言者の真意を確保するとともに、遺言書の偽造・変造を防止するためです。したがって、民法に定めのない方式で遺言を作成しても遺言としての効力が認められませんので注意が必要です。

この点、民法は、普通の方式の遺言として、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言を定めています(967条)。

なお、この他に、特別の方式の遺言も定められています(976条～984条)、特異なケースにおける遺言ですので、ここでは割愛します。

Q 自筆証書遺言を作成するにはどうすればよいですか？

A 自筆証書遺言は、遺言者が全文、日付及び氏名を自書し、印を押さなければなりません(968条1項)。

自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければなりません(968条2項)。

せっかく全文を書いても、日付や氏名を書き忘れていれば、遺言としての効力が認められませんので注意が必要です。「昭和四拾壹年七月吉日」と記載されていた遺言について、日付の記載を欠くものとして無効であるとした裁判例もあります(最判昭和54年5月31日)。

また、これらを自書しなければならず、パソコンで入力して印字するといった方法はとれません。

印については、とくに制限はなく指印でも足りるとした裁判例もあります(最判平成元年2月16日)。もっとも、後日疑義を生じさせないためにも実印によるのがよいでしょう。

Q 公正証書遺言を作成するにはどうすればよいですか？

A 公正証書遺言は、次の方式に従わなければなりません(969条)

- ①証人2人以上の立会いがあること。なお、i 未成年者、ii 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族、iii 公正証書の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人は証人となることはできません(974条)。
- ②遺言者が遺言の趣旨を公正証人に口授すること。
- ③公正証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。

④遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し(遺言者が署名することができない場合は、公正証人がその事由を付記して、署名に変えることができる。)、印を押すこと。

⑤公正証人が、その証書が①～④の方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

Q 秘密証書遺言を作成するにはどうすればよいですか？

A 秘密証書遺言は、次の方式に従わなければなりません(970条)。

- ①遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。
- ②遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもって、これを封印すること。

③遺言者が、公正証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。なお、証人になることができない者については、公正証書遺言の場合と同じです。

④公正証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、押印すること。

加除その他の変更については、自筆証書遺言の場合と同じです(970条2項、968条2項)。

なお、秘密証書遺言は、①～④の方式に欠けるものがあったとしても、自筆証書遺言の方式を具備しているときは、自筆証書遺言としての効力を有します(971条)。

Q 自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言のメリット、デメリットは？

A 自筆証書遺言のメリットは、最も簡単に作成できること、遺言の存在自体を秘密にできることです。デメリットは、紛失・偽造・変造の危険があり、文意が不明などの理由で効力が問題となる可能性が大きいということです。

公正証書遺言のメリットは、公正証人が関与するから効力が問題となる危険性が少ない、原本が公正証人のところがあるので変造・毀滅の危険もないこと、家庭裁判所での検認が不要であることです。デメリットは、証人・公正証人に内容が知られてしまうこと、手続が面倒であることです。

秘密証書遺言のメリットは、遺言の存在は明らかにしながらも内容を秘密にすることができることです。デメリットは、手続が面倒であることです。

Q 妻と共同で遺言をすることはできますか？

A 遺言は、二人以上の者が同一の証書ではできません(975条)。したがって、夫婦それぞれが別の証書で遺言を作成する必要があります。

以上のように、遺言は厳格な方式が定められており、その方式を満たす必要があります。せっかく作成しても方式を満たさないため無効となってしまったりは元も子もありません。そのようなことのないように、遺言を作成される際には弁護士に相談されることをおすすめします。

法律紹介 2

親子会社関係と取締役の責任



弁護士 坂田 均

1 はじめに 一組織再編にともなう株主権の縮減

平成9年の純粋持株会社解禁と、平成11年の株式交換・株式移転制度の導入により、新たに持株会社を設立し、従前の事業会社を完全子会社化することが許されるようになりました。これによって企業グループはより強固に企業集団化され、純粋持株会社は複数の子会社を管理支配しながら機動的で合理的な会社経営を行うことが可能になりました。ただこれらの制度改革によって、新たに「株主権の縮減」という問題が生じています。例えば、株式交換により、それまで事業会社の株主であった貴方が純粋持株会社Aの株主になった場合、貴方の株主権は完全子会社である事業会社Bには直接及びません。従って、仮に、その完全子会社である事業会社Bが、違法な取引を行って多大の損失を出したときに、貴方にはその子会社の取締役の責任を追及する有効な手段がないということになります。グループ全体に出資しているという貴方の認識にもかかわらず、貴方の株主権は事業会社Bの活動に及ばなくなるのです。この例の場合、おそらく貴方は、親会社であるAの取締役に対し、子会社の管理ができていないとして、任務懈怠（善管注意義務違反）による損害賠償責任を追及するでしょう。しかし、このような責任追及はかなり限られた場合しか認められないでしょう。そもそも完全子会社といっても独立した会社ですから他社の干渉には限界がありますし、完全子会社である事業会社Bの取締役は事業会社Bに対してのみ責任を負う立場にあります。また、親会社の取締役といっても子会社の取締役の活動を全て把握し管理することは実際上不可能です。大企業によっては数十または数百社を超える子会社を有する場合もあるからです。このようなことから、親会社の取締役の子会社事業に対する監視・監督義務は限定的なものにならざるを得ないでしょう。実際、裁判例でも親会社の取締役に子会社の損失についての責任を認めた例はほとんどないようです。

では、貴方の株主権はどのように守られるべきで、子会社の取締役はどのように監視・監督されるべきなのでしょう。

2 内部統制システムによる監視の限界

会社法は、取締役に会社の業務の適性を確保するための体制構築の基本方針を取締役に於いて決定することを義務づけています（法362条5項など）。いわゆる内部統制システムの構築義務です。会社法施行規則はこれを更に拡大して、親子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制構築を義務づけています（会社法施行規則100条1項5号など）。従って、純粋持株会社Aの取締役は、企業集団の構成員である完全子会社にも効力の及ぶ内部統制システムを構築する義務があります。ただ、そのシステムが機能せ

ず完全子会社Bの違法行為により損失が生じた場合に、ただちに任務懈怠があったといえるかということ、それは難しいでしょう。なぜなら、その取締役が負う監視・監督義務の範囲は直接的には内部統制システムの体制構築に関する事項に限定されるからです。

3 多重代表訴訟制度の登場

以上述べた状況から、純粋持株会社Aの株主である貴方に、完全子会社である事業会社Bの取締役に對する株主代表訴訟を認めるべきであるという提言がなされています*1。加藤貴仁先生によりますと、米国やフランスでは既にそのような制度があるとのこと。親会社と子会社の取締役の関係は緊密だから、親会社に完全子会社の取締役の責任追及をまかせておいては、責任追及が懈怠されるおそれがあるというのが制度の趣旨のようです*2。

この立法論に対しては、以下の反対論があります。

第1に、現在の株主代表訴訟では、従業員に対する代表訴訟は認められていませんが、多重代表訴訟を認めると、親会社では事業部門を統括する従業員に過ぎない者について子会社の取締役として責任を負わせることになり、制度として整合性がとれないということ。第2に、先に述べたように、実際問題として親会社の株主の干渉を受けることで子会社の効率的な経営が阻害されることといったものです。

法技術的には、企業集団としての経済的利益を共有しますから、単に独立した法人としてとらえるのではなく、一定の範囲で、親会社が企業集団全体をコントロールできる権限を付与すること、親会社による子会社の搾取的行為に制限を加えること、更に加えて、親子会社間の一定の事項について情報交換の道筋を確保し取締役レベルで透明性をもたせること等の方策が検討されなければなりません。多重代表訴訟は、そのような企業集団としての一体性を確保するための手段の一つとして導入が検討されているわけです。ただ立法論としては、親会社の取締役の監視・監督義務の拡大と子会社取締役の親会社に対する責任の創設という方向も検討する必要があります。

*1 立法論の詳細については、北村雅史ほか座談会「親子会社の運営と会社法」（商事法務1920～1922号）、加藤貴仁「企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける多重代表訴訟の意義」（商事法務1926～1927号）が参考になります。

*2 前掲加藤1926-4。

法律紹介 3

「労働関係法規の改正－仕事と生活の調和に向けて」

弁護士 茶木 真理子



- 1 労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的に、労働基準法や育児・介護休業法が改正され、昨年にそれぞれ施行となっています。あなたの会社では、これらの改正法への対応は既にお済みでしょうか。本稿では、この改正労働基準法、改正育児・介護休業法の概要をご紹介します。
- 2 労働基準法の改正－時間外労働の割増賃金率の引き上げ
労働者が時間外労働をした場合に、通常の労働時間の賃金に25%以上割増した賃金を支払う必要があることは皆さんご存じのとおりです。今回の改正では、長時間労働を抑制するために、1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合には、この割増賃金率が25%から50%以上と引き上げられました。なお、割増賃金率の引き上げは時間外労働が対象であり、休日労働と深夜労働の割増賃金率には変更はありません。
以上の点については、平成22年4月1日から施行されています。ただし、一部中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。この中小企業に該当するか否かは細かく定めがあり、厚生労働省のホームページ等で確認することが可能です。
- 3 育児・介護休業法の改正
 - (1) ①子育て中の短時間勤務制度及び②所定外労働（残業）の免除の義務化
これまで、事業主は、3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度、所定外労働（残業）免除制度などの制度の中から一つを選択して制度化すれば足りるとされていました。改正後は、短時間勤務制度（1日原則6時間）を設けることが事業主の義務となりました。また、労働者が請求すれば、所定外労働（残業）が免除されることになりました。
 - (2) 子の看護休暇制度の拡充
これまで、小学校就学前の子が病気・けがをした場合に、その看護のための休暇を労働者一人あたり年5日取得することが可能でした。今回の改正では、労働者単位で考えるのではなく、小学校就学前の子が1人いる労働者であれば年5日、2人以上の労働者であれば年10日、看護休暇を取得することができるようになりました。
 - (3) 父親の育児休業の取得促進
父親の育児休業を促進するために、母（父）だけでなく父（母）も育児休業を取得する場合、休業可能期間がこれまでの「1歳」から「1歳2か月」へと2か月分延長されます。また、配偶者の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合には、配偶者の死亡といった特別な事情がなくても、父親は再度の育休取得が可能となりました。
 - (4) 介護休暇の新設
労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人いれば年5日、2人以上いれば年10日、介護休暇を取得できるようになりました。
 - (5) 以上の改正については、平成22年6月30日から施行されています。ただし、常時100人以下の労働者を雇用する企業については、(1)(4)の点については平成24年6月30日まで適用が猶予されます。該当される企業は、施行日までに制度の整備が必要となりますので、ご注意ください。

法律紹介 4

交通事故にあったら



弁護士 長野 浩三

1 交通事故は一時期年間の発生件数 95 万件あまり（平成 16 年）、負傷者数 118 万人あまり（同年）、死亡者数 1 万 6000 人あまり（昭和 45 年）も発生し、「交通戦争」と呼ばれる時代がありました。平成 21 年の統計では年間発生件数 73 万件あまり、死亡者数 4900 人あまりと事件数、死亡者数ともに一時期よりは減少しています。しかし、依然として、多数の交通事故が発生していることに間違いはありません。

2 交通事故に被害者としてあったら

交通事故によって、自動車が壊れた、けがをしたといった損害を被った場合には、加害者に対する損害賠償請求が可能です。ただ、この損害賠償請求は、交通事故の場合、自賠責保険や任意保険などの保険制度も関係するため結構複雑です。

自賠責保険は傷害による損害は 120 万円まで、後遺障害による損害は 3000 万円（介護を要する後遺障害の場合は 4000 万円）までカバーされる強制加入の保険です。被害者は加害者が損害賠償請求に応じてくれない場合には、自分で相手方の自賠責保険に対し、損害額の請求ができます（被害者請求）。また、自賠責保険は、原則として過失相殺（被害者の落ち度に応じて損害賠償額を減額すること）されないため被害者にとって有利な面があります。

ただ、自賠責保険は上記のように金額が限られており、また、その基準（特に慰謝料の基準）があるため、金額が限定されたものになります。自賠責保険でカバーされない損害賠償は、いわゆる任意保険でカバーされます。ですから、加害者がどの任意保険に加入しているか、任意保険に加入しているとして、限度額はないか、は確認することが重要です。任意保険は物的損害について限度額が付されていることがあります。これは加害者になったときに問題となりますが、被害車が、魚の仕入れの冷凍車であった場合などは商品だけで 1000 万円を超え、車両修理費・代車料・休車損害などをいれると 2000 万円を超えるような損害が発生することがあります。物的損害についても限度額無制限の保険に加入しておくことで安心です。

加害者が損害賠償に応じてくれば問題ないのですが、応じてくれない場合には、民事訴訟等の手続をとる必要があることがあります。簡単な訴訟でしたら、自分でも訴状を作成できますが、やはり、弁護士等の専門家に委任した方が安心です。最近では、自動車保険に「弁護士費用等補償特約」がつけられます。これは、

自分が被害者となった場合に、弁護士費用や訴訟費用等につき、任意保険がカバーしてくれるという保険です。1 事故につき限度額 300 万円程度とされていることが多いようです。法律相談につき 10 万円までカバーされる法律相談費用補償特約には加入していても、弁護士費用等補償特約に加入していない事例も見られますが、いざというとき弁護士費用がカバーされれば、安心して弁護士に委任することが可能です。

その他、交通事故被害者となった場合には、自分のけがの損害をカバーしてくれるものとして人身傷害保険、搭乗者傷害保険、無保険車事故傷害特約などがあります。これらは、それぞれ保険がワークする場面が異なります。人身傷害保険は、保険契約者の家族等が自動車事故にあった場合に損害をカバーしてくれるものですので、特に、加害者が任意保険に加入していない場合には損害の填補に有効です。

いわゆる慰謝料については、自賠責保険、任意保険、裁判（弁護士委任案件）によって異なる基準があります。このこと自体がいかどうかは問題ですが、実際に、弁護士に委任することによって有利な解決ができる事例もあります。

3 交通事故に加害者としてあったら

交通事故に加害者としてあったとき一番重要なのはやはり任意保険に加入していることです。

また、たまたま借りた自動車に交通事故に遭い、その自動車に任意保険がかけられていなかった場合でも、自分の任意保険の「他車運転危険補償特約」が、自分の自動車を運転していたときと同様、自分の損害賠償責任を担保してくれます。

最近、よく取り上げられる事故として自転車事故があります。自転車を運転して歩行者等と交通事故にあった場合、当然、自動車事故での保険はワークしません。しかし、最近の自動車保険や火災保険には、「個人賠償責任補償特約」がつけられていることが多くあります。この特約は、日常生活に起因する偶発の事故によって損害賠償責任を負った場合にカバーしてくれる保険です。自転車事故の場合には、この保険がワークすることが多いです。自転車事故で被害者になった場合に、加害者に資力がなければ、加害者がこの特約のついてる保険を契約していないかどうかを確認することが重要です。

法律紹介 5

国際離婚と子ども



弁護士 北村 幸裕

通信手段や交通手段が発達した結果、国籍の異なる人たちが結婚する国際結婚が増加しました。その一方で、婚姻生活が破綻し、離婚する人も増えています（国際離婚）。

子どもがいない夫婦の場合は、離婚後、それぞれがどの国に行こうか、特に問題にはなりません。

しかし、離婚する夫婦がそれぞれ別の国に居住することを希望したとき、その夫婦に子ども、特に自立した生活が出来ない未成年の子どもがいると、非常に難しい問題が生じます。

子どもはいずれの親と暮らすべきなのでしょう？子どもは、一緒に暮らさない方の親とどのように会えばいいのでしょうか？

もちろん別居するにあたって、夫婦間、場合によっては子どもも一緒に話し合い又は調停等の手続きを行い、事前に解決できれば良いのですが、上手く解決できるとは限りません。

このような結果、一方の親が、他方の親に無断で、子どもを自国に連れ帰ってしまうケースが生じてしまうのです。

この場合、連れ去られてしまった親が、子どもと一緒に暮らす等の権利を獲得するためには、相手国の裁判所等を通じた法的手続きを取る必要があります。

しかし、子どもを連れ去られてしまった親にとって、相手国の裁判所等で法的手続きを経ることは、費用的にも時間的にも大きな負担です。費用や時間に余裕のない親は、子どもと一緒に暮らしたり、会うことすらあきらめざるを得ません。

そのため、連れ去った親が事実上、子どもを独り占めしてしまう現実が生じます。

このような問題に対処するために、本来は、離婚する際に夫婦間で子どもに関するルールを決めてから離婚すべきであり、無断で子どもを連れ去ることは違法である、といった価値判断を前提として作られたのが、「1980年10月25日国際的な子の奪取の民事面に関する条約」(Convention of 25 October 1980 on the Civil Aspects of International Child Abduction)、いわゆるハーグ条約です。

ハーグ条約といわれるのは、この条約が、ハーグ国際私法会議によって制定されたからです。

ハーグ条約では、子どもを違法に連れ去った親は、夫婦が居住していた国に子どもを一旦返還しなければなりません。そして、その国での法的手続きを通じて、夫婦

間で子どもに関するルールを確定することを求めているのです。

もちろん、いかなる場合であっても、元の国に戻さなければならぬのではなく、例外も設けられています。例えば、元の国にいる親から虐待を受けていたケース等では、例外的に、元の国に戻す必要はないとされています（ただし、この例外の適用は、国によってブレがあるようです）。

日本は、現在、ハーグ条約に加入していません。そのため、国際離婚により、日本人親が日本に子どもを連れ帰った場合、他方の親は、親権や監護権を確保するために、有効な手立てが打てない状況にあります。

また、逆に、日本に居住している外国人の親が、子どもを海外に連れ去るケースでも、日本人親が有効な手立てを打つことができません。

平成23年5月現在、日本はハーグ条約の批准を検討しているようですが、批准について、賛成・反対の両意見が存在しています。

ハーグ条約の批准問題は、離婚する夫婦とその子どもの権利の問題だけでなく、文化的な背景や家族に対する考え方、国内法制度等が複雑に関連し合っており、容易に結論を出せるような性質のものではないように思います。

私は、ハーグ条約とは、夫婦の離婚の重要な関係者でありながら、これまで親の従属的な存在でしかなかった子どもの福祉に配慮した条約であることから、その理念自体は、非常に立派なものであると評価しています。

しかし、実際には、虐待した親元に子どもを帰してしまい、子どもにとって不幸な結果が生じた事例等があるようで、その運用によっては、上記理念が十分に生かされない危険性をもはらんでいます。

もちろん、日本が仮に批准するとすると、上記危険性を回避するため、国内法が整備されることとは思いますが、外国との関係でどこまでその有効性を確保できるのか疑問も多いところです。

私は、日本がハーグ条約に批准すべきかどうか、まだ確固たる考えを持つに至っていませんが、どういう結論になるにせよ、この批准の議論を通じて、より一層、日本が子どもの福祉に配慮できる社会になってくれることを願っています。

編集後記

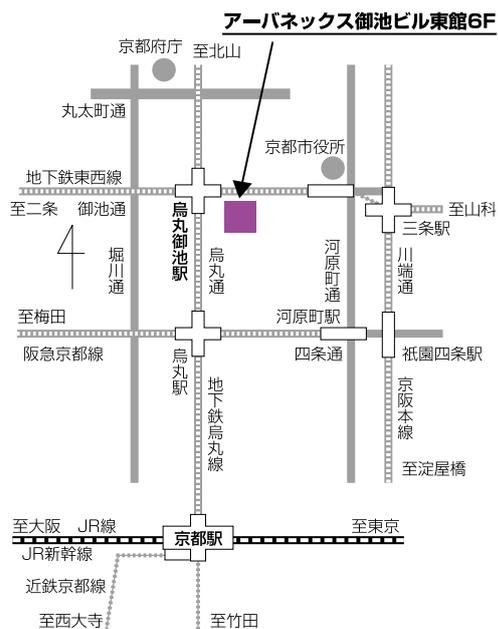


また京都に蒸し暑い季節がやってまいりましたが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今年も、当事務所の近況を「燦」でお届けいたします。当事務所も弁護士、事務局の数がさらに増え、事務所内でもこの「燦」が弁護士、事務局の個性や趣味を知る良い機会となっています。皆様にも事務所の雰囲気にもふれていただくほか、法律紹介のコーナーも設けておりますので、是非、ご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。



事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 茶木真理子

野村和代 鈴木彩子